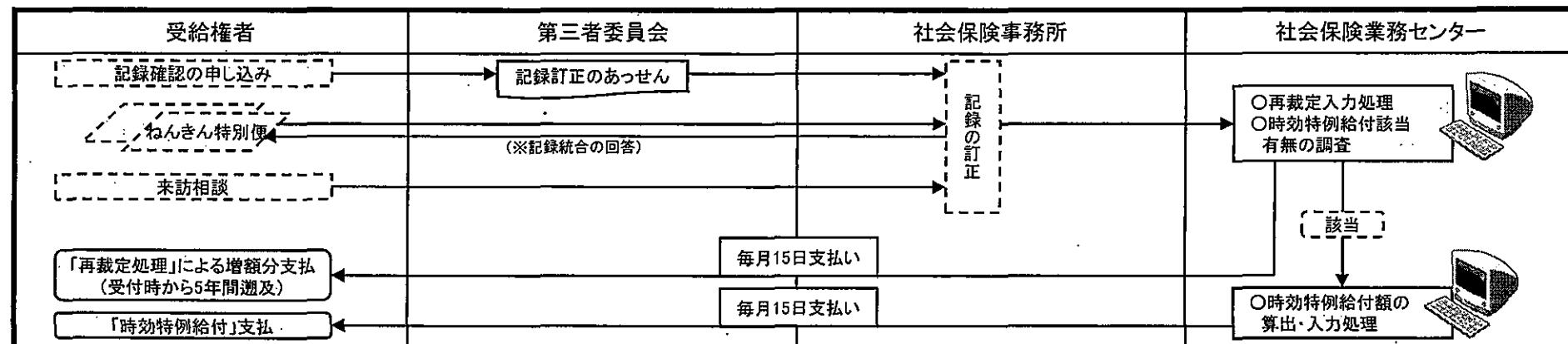


## 再裁定処理体制の強化 (21年11月24日 年金業務・社会保険庁監視等委員会提出資料)

### これまでの取組

- 「ねんきん特別便」による記録の統合などにより、再裁定の申出が増加していることにより、再裁定の処理に要する期間が長めになっているため、再裁定に必要な複雑な事務処理に精通した職員の集中配置、再裁定処理システムの機能を強化する等体制を強化。

【記録の訂正(追加・統合)】に伴う裁定の変更(再裁定)処理及び時効特例給付支給までの事務処理の流れ】



### 現在の状況

- 21年3月末時点で、全体としては、進達されてから支払いまでに、6か月程度を要していたところ。任期付き職員等の処理能力の向上、社保事務局からの支援の充実、再裁定処理システムの機能強化により、本年8月には、処理期間が3ヶ月程度に短縮された。

### 【再裁定の処理件数及び処理体制】

	(20年12月)	(21年4月)	(21年9月)
処理件数	8万件／月	19万件／月	14万件／月
処理体制	280人	486人	475人
支払までの期間	7ヶ月程度	6ヶ月程度	3ヶ月程度

※ 本年夏にかけては、再裁定処理の複雑な事案を重点的に処理しているため、処理件数が若干減少している。

# 標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案

(21年11月24日 年金業務・社会保険庁監視等委員会提出資料)

## 事案の概要

- 年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額等を遡及訂正したものが存在しており、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがある。
- このため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行ったところ、社会保険庁の職員の関与が考えられる事案が1件確認された。(20年9月9日公表)

## これまでの取組み

- 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)のうち厚生年金の受給者(約2万件)について、20年10月16日から、戸別訪問を開始し、本年3月末までに概ね終了。

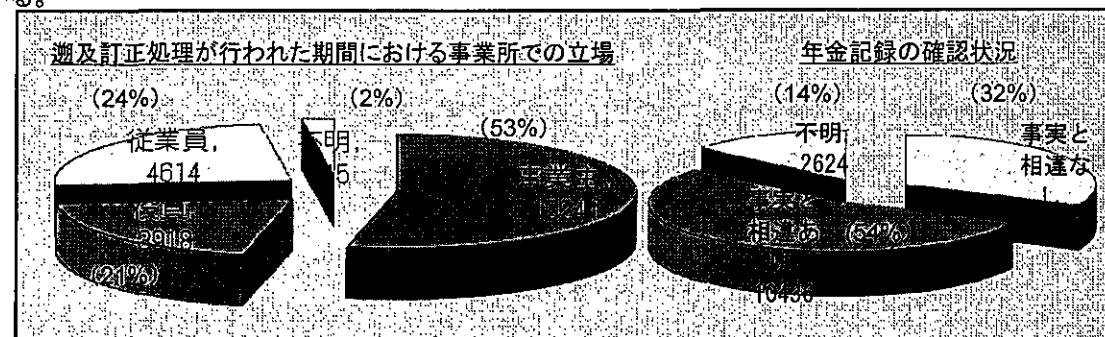
(参考) 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)は次の3条件のすべてに該当。

- ① 標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

### ※戸別訪問の実施状況(平成21年7月1日公表)

訪問件数 19,188件(21年3月31日までの訪問実施分)

\* 事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方  
1,335件(7.0%)  
うち、具体性のある内容の回答をされた方 211件(1.1%)



- 19年12月から20年10月までにすべての年金受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付するとともに、加入者については21年4月から標準報酬等の情報を含む「ねんきん定期便」を順次送付することを通じて、標準報酬や資格喪失日の記録を本人に確認していただき、被害者救済を進めている。

- 従業員であった方の事案であって、本人が保有する給与明細書等や雇用保険の記録等により勤務や給与の実態が確認できる場合や、前記3条件全てに該当する約6.9万件について事業主等や社会保険事務所への調査により事実に反する処理が行われたと認められる場合については、第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所において記録訂正(職権訂正)を行うこととした。

※ 社会保険事務所における記録訂正の状況(21年10月30日現在) 580件

(うち、約2万件の戸別訪問の対象者 495件<sup>(\*)</sup>)

\* 約2万件の戸別訪問において、従業員事案で「記録が事実と相違あり」かつ「記録訂正の意思あり」との回答があった件数:1,535件  
(21年3月31日までの訪問実施分)

- 社会保険事務所段階で職権訂正を行った事案等について、同一事業所に同一時期に勤務していた被保険者であって、同様の遡及訂正が行われている「同僚被保険者」が確認できた場合は、本人に確認のうえ、従業員事案であるものについて、包括的に職権訂正を行うこととした。

\* 21年7月31日までに社会保険事務所段階で職権訂正を行った事案については、「同僚被保険者」として約4,700件が把握されており、こうした事案について今後さらに社会保険事務所から本人に対して文書による連絡を行うこと等を通じて確認作業を行い、記録訂正を進める。

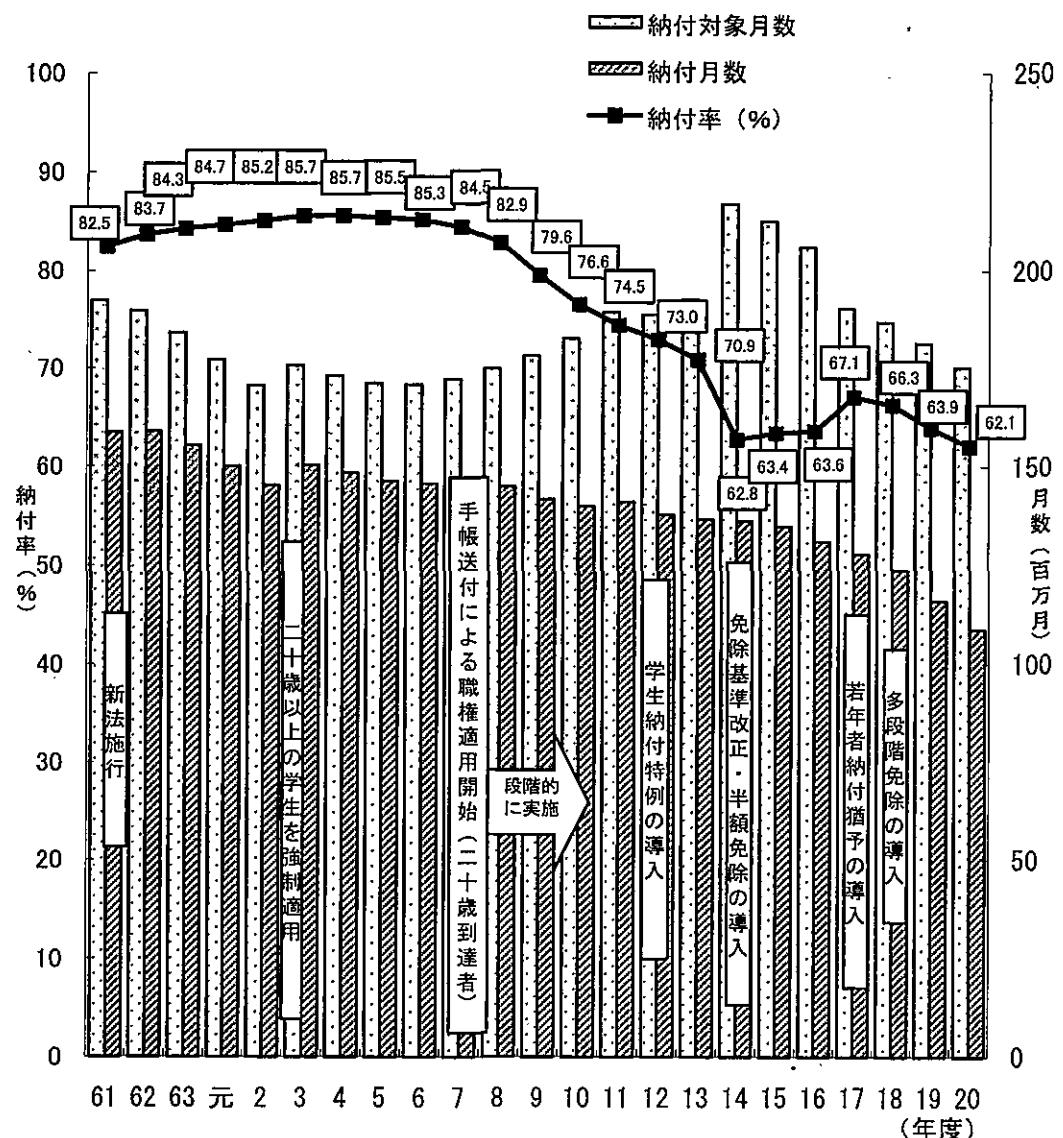
- 約2万件の戸別訪問において事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答があった事案について、職員の関与に関する調査を順次実施。

#### 今後の対応

- 21年4月から送付している「ねんきん定期便」(※)や21年12月に送付を開始する厚生年金受給者等への標準報酬月額等のお知らせ「厚生年金加入記録のお知らせ(受給者等)」(※)などを通じて、本人による記録確認を進めるとともに、前記3条件のそれぞれに該当する記録や資格喪失日の遡及訂正処理についてのサンプル調査等を行う。  
(※)前記3条件のいずれかに該当する方(延べ約144万件)については、注意喚起を行う文書を同封(約2万件の戸別訪問の対象者を除く。)。
- こうした取組みを通じて、さらに社会保険事務所段階での職権訂正や「同僚被保険者」への確認作業等に取り組み、被害者救済を進める。

## 国民年金保険料の納付状況

### 平成20年度の国民年金保険料の納付率等について



①平成20年度の現年度納付率は、62.1%  
(対前年度比△1.9ポイント)

②平成18年度の最終納付率は、70.8%  
(平成19年度末と比較して+1.7ポイント)  
(平成20年度末時点)

$$\text{※ 現年度納付率 (%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

〔「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。〕

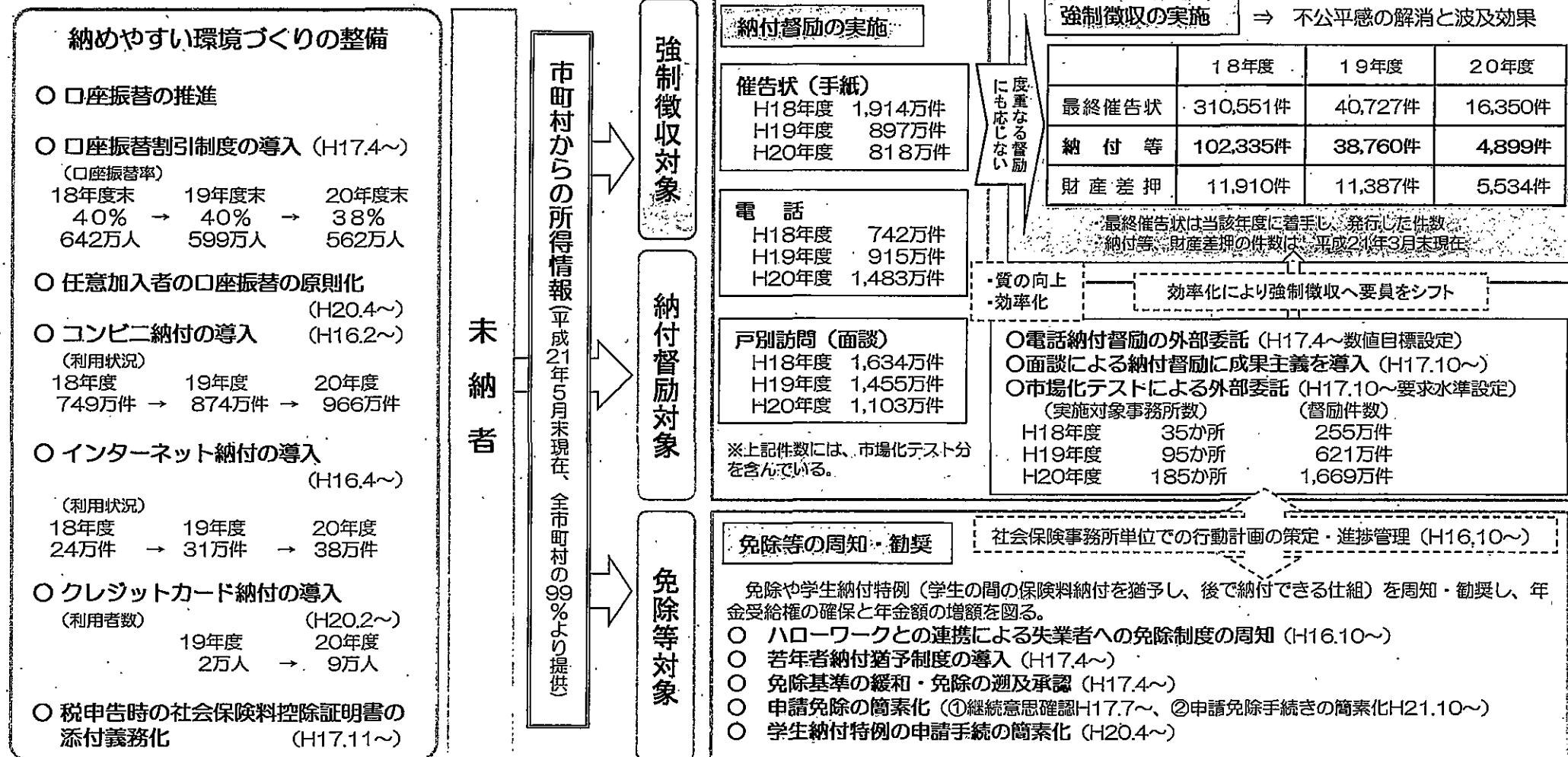
※ 上記最終納付率は、18年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

#### 納付率の推移

※時効前（納期から2年以内）までに納付した者の割合は約7割。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
15年度分 保険料	63.4%	65.6%	67.4%			
16年度分 保険料		63.6%	66.3%	68.2%		
17年度分 保険料			67.1%	70.7%	72.4%	
18年度分 保険料				66.3%	69.0%	70.8%
19年度分 保険料					63.9%	66.7%
20年度分 保険料						62.1%

## 収納対策のスキー／ム（概念図）



### 事業主との連携

事業主からの制度等の周知及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H19年度～)

### 国民健康保険（市町村）との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付等 (H20.4～)

### 社会保険制度内の連携

保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H20.4～)、長期未納者の場合は指定等を行わない (H21.4～)

### 年金制度の周知・年金教育等

- 年金制度の安心感・有利性をわかりやすく伝える国民の不安を払拭
- 学生等に対する年金制度の意義等に関する理解を促進
- ねんさん定期便等、さわやか情報・サービスの提供

# 国民年金保険料収納対策

平成20年度以降、年金記録問題への対応を最優先とする状況下で、職員等による納付督励等の取組が十分に実施できなかった。

国民年金保険料の収納業務については、平成17年度以降、市場化テストの導入による実施事務所の拡大に伴い、国民年金推進員に係る経費は減少している。

## ○ 保険料を納めやすい環境づくり

- ・ 口座振替の周知チラシ、返信用封筒を同封した口座振替申請書を被保険者に配布すると共に、市町村や金融機関の窓口に設置し、口座振替の利用促進を図る。  
また、前納制度を活用した口座割引制度の導入（平成17年4月～）
- ・ 被保険者の利便性の向上の観点から、クレジットカードによる保険料納付を可能とする。（平成20年2月～）
- ・ 被保険者の利便性の向上の観点から、コンビニエンスストアにて保険料納付を可能とする。（平成16年2月～）
- ・ 被保険者の利便性の向上の観点から、インターネットバンキングによる保険料納付を可能とする。（平成16年4月～）

## ○ 行動計画に基づく納付督励の実施

- ・ 国民年金保険料の新規・短期未納者に対する戸別訪問による国民年金制度の周知、各種届出の指導及び相談、国民年金保険料の納付督励及び収納、国民年金保険料の口座振替の促進等を行う国民年金推進員を設置する。  
なお、平成21年10月より市場化テストを実施している事務所については廃止

している。

- ・ 国民年金保険料が未納となった被保険者に対し、国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）・納付書の送付による納付督励を実施する。  
なお、市場化テストの実施対象事務所の拡大に伴い、実施件数が減となっている。
- ・ 催告状を送付しても国民年金保険料が未納となっている者に対し、電話による納付督励を実施する。  
なお、市場化テストの実施対象事務所の拡大に伴い、実施件数が減となっている。
- ・ 長期未納者等に対して、職員が戸別訪問による納付督励を行い、制度周知を図つて保険料の自主納付を促す。  
なお、市場化テストの実施対象事務所の拡大に伴い、実施件数が減となっている。
- ・ 国民年金保険料収納業務については、民間ノウハウを活用した効果的な納付督励を実施する。  
平成19年10月より95ヶ所で実施、平成20年10月より90ヶ所追加した。  
平成21年10月より残りの127ヶ所において、免除勧奨業務を追加して、全ての社会保険事務所で実施する。

## ○ 所得情報を活用した強制徴収の拡大

- ・ 度重なる納付督励にも応じない国民年金保険料の未納者に対して、最終催告状を送付して納付督励を行い、それでもなお保険料を納付しない者に対しては、差押を含めた滞納処分を実施する。

## ○ 免除等制度の周知等の実施

- ・ 全額申請免除等を承認された被保険者から事前に申出があった場合には、翌年度以降所得要件を満たせば申請書の提出を省略できる仕組の導入（平成18年8月～）
- ・ 市町村から提供された所得情報を活用して、免除等に該当すると思われる被保険